

様式第 4 号（第 10 条関係）

下野市国民健康保険運営協議会 議事録

審議会等名 令和 5 年度 第 2 回下野市国民健康保険運営協議会
日 時 令和 5 年 8 月 8 日（火） 午後 1 時 30 分から午後 2 時 25 分まで
会 場 下野市役所 2 階 203 会議室
出 席 者 九鬼眞澄委員、岡田利委員、須崎よしえ委員、高橋康子委員、富山剛委員、
内藤文明委員、野口徹委員、鈴木玉枝委員、相澤康男委員、松山裕委員、
吉永希代子委員、小室正男委員、星野肇委員、山下祐治委員
欠 席 者 伊澤美智江委員、稲見郁夫委員、松本文男委員、遠藤正三郎委員
市側出席者 （事務局）直井市民生活部長、富永税務課長、宇賀持課長補佐、
青木主査、飯野課長補佐、日向野課長補佐、菊地主事
公開・非公開の別（ 公開 ・ 一部公開 ・ 非公開 ）
傍 聴 者 0 人
議事録（概要）作成年月日 令和 5 年 8 月 10 日

【協議事項等】

- 1 開会
- 2 委任状交付
3. 協議事項
 - (1) 令和 4 年度下野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
 - (2) 令和 5 年度下野市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
4. 報告事項
 - (1) 下野市国民健康保険税条例の一部改正について
 - (2) 令和 5 年度下野市国民健康保険税の課税状況について
- 4 その他
- 5 閉会

- 1 開会
（事務局）

定刻になりました。ただ今より、令和 5 年度第 2 回下野市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

本日は伊澤委員、稲見委員、松本委員、遠藤委員から欠席の連絡がありましたので、ご報告いたします。

本日も次第に沿って進めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

2 委嘱状交付
(事務局)

協議事項の前に下野市国民健康保険運営協議会委員委嘱状を交付いたします。この度栃木県被用者保険等連絡協議会長様よりご選出していただいております吉田様が令和5年3月31日をもちまして退任をされたことに伴いまして、新たに一名の方に委嘱をいたします。星野委員前にお願いします。

(市民生活部長)

委嘱状星野肇様あなたを下野市国民健康保険運営協議会委員に委嘱します。

任期は令和5年5月15日から令和6年3月31日までとします。

(事務局)

任期につきましては、前任の委員の残期間になるため、令和6年3月31日までとなります。どうぞよろしくお願いいたします。

また、下野市男女共同参画推進委員よりご選出いただいております渡邊委員につきましても、令和5年3月31日付けにて委員任期により退任されたことに伴い、新たに一名の方に委嘱いたします。新たな委員は名簿に記載させていただいております松本文男委員です。

なお、松本委員は本日所要により欠席でございますが、次回協議会において委嘱状の交付をいたします。任期は全委員の残期間となるため令和6年3月31日までとなります。

それでは、これより議事に入りますが、下野市国民健康保険規則第9条の規定により議事の進行を松山会長にお願いいたします。

(松山会長)

それでは議事の前にご挨拶したいと思います。

本日は ご多忙の中 委員の皆様 第2回国民健康保険運営協議会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

新型コロナウイルスの感染症が5類に移行後、感染者数は減少しつつも子供たちの夏やすみ以後、徐々に増加しております。

委員各位におかれましては 引き続き感染対策にご理解ご協力をお願いいたします。

会長の活動を先にお伝えします

去る7月14日に栃木県国民健康保険運営協議会長会の総会があり、出席しまして令和4年度の事業実績と歳入歳出について認定を行い、R5年度の事業計画と予算について承認したところです。

さて 本日の会議は、令和4年度国保特別会計の収支決算および令和5年度国保特別会計の補正予算についてご審議いただきます。

ほかに 「本市国保税条例の一部改正」と「令和5年度の国保税の課

税状況について」が報告事項として予定されています。

それでは、限られた時間ではありますが、委員の皆様の慎重なご審議等お願いいたしまして、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。協議事項に入る前に、本日の出席人数は定数 18 名のところ 14 名で下野市国民健康保険規則第 11 条の規定により会議の定足数を満たしておりますので本会議が成立していることをご報告申し上げます。

続きまして、下野市国民健康保険規則第 14 条の規定により本日の会議録署名人に、被保険者代表の九鬼委員と岡田委員を指名したいと思いますがご異議ございませんか。

—異議なし—

異議なしと認め本日の会議録署名人は九鬼委員と岡田委員にお願いいたします。

それでは、会議次第に基づきまして進行させていただきます。

はじめに、協議事項（1）令和 4 年度下野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、事務局の説明を求めます。

（事務局）

それでは、令和 4 年度下野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について説明いたします。

資料 1-1 につきましては、決算書となりますので、歳入・歳出における項目の詳細が記載されております。

今回は、資料 1-2 から 1-5 により説明をいたしますので、資料 1-1 につきましては、後ほどご覧いただければと思います。

それでは、資料 1-2 をご覧ください。こちらは決算収支の状況となります。

令和 4 年度の歳入総額は 56 億 2,330 万 5 千円で、前年度と比較して 2.3%の減となりました。歳出総額は 54 億 999 万 2 千円で、こちらも前年度と比較して 0.5%の減となりました。歳入歳出差引額は、2 億 1,331 万 3 千円で、前年度と比較して 33.0%の減となりました。

続きまして、歳入歳出決算内容につきまして説明いたします。資料 1-3 をご覧ください。また、資料 1-4 は、資料 1-3 における内容を円グラフにしたものとなっております。

前年度と比較して増減額が大きいものについて、ご説明いたします。

まず、歳入につきましては、大きく減少いたしましたのは、

5 款 県支出金で 1 億 523 万 8 千円の減となりました。

療養給付費の減が主な要因となっております。

次に、1 款国民健康保険税で 4,324 万 8 千円の減となりました。

また、8 款繰越金については、3,487 万 4 千円の増となりました。

令和 3 年度の繰越金額確定によるものです。

続きまして、

歳出につきましては、減少いたしましたのは、2 款保険給付費で 1 億 302 万 1 千円の減となりました。

主な要因といたしましては、新型コロナウイルス感染症におけるワクチン接種や感染対策の継続により、医療機関受診控えなどの影響によるものと認識しています。

次に 3 款国民健康保険事業費納付金で、6,638 万円の減となりました。

国民健康保険事業費納付金とは、県内全市町で所得水準及び医療費水準に応じて算定されます。今年度の減少の要因として被保険者数の減に伴う医療費総額の減となっておりますが、県による市町の激変緩和措置によるものとなっております。しかしながら、医療費総額の減少率以上に被保険者数が減少しているため、一人当たり診療費は増加傾向にあります。

また、5 款積立金については、1 億 4,804 万 9 千円の増となりました。

決算確定による決算剰余金の積立金です。

歳入・歳出それぞれの合計額は前年度と比較し、歳入においては 2.3% の減、歳出においては、0.5% の減と大きくは変わらないものとなっております。

続きまして、国民健康保険税の状況につきまして説明いたします。

資料 1-5 をご覧ください。

表の下段をご覧ください。

予算額は現年課税分及び滞納繰越分併せて、11 億 2,014 万 4 千円、調定額は 14 億 3,701 万 1,698 円、収入済額は 12 億 4,488 万 3,318 円、不納欠損額は 1,471 万 485 円、収入未済額は 1 億 7,741 万 7,895 円となりました。

よって、令和 4 年度の徴収率は 86.63%、前年度と比較し 0.01% の増となりました。

内訳では、現年度課税分は 94.67% で、前年度と比較して 0.86% の減、滞納繰越分は 29.36% で、前年度と比較して 2.6% の増となりました。

説明は以上となります。

(松山会長)

今のところでご質問はありますか。

(相澤委員)

資料 1-4 について差替について、説明をお願いします。

(事務局)

資料 1-4 上段歳出決算額の国民健康保険事業費納付金の割合に誤記及び、財政調整基金残高推移における令和 3 年度の基金残高推移に誤記がありましたので、差替をご準備いたしました。

お手数をおかけいたしますが、ご対応くださいますようお願いいたします。

(松山会長)

その他内容で何かご質問はありますか。

(小室委員)

歳入歳出決算額のところなのですが、歳入の国民健康保険税で前年からの比較で 4,324 万 8 千円の減ということなのですが、いろいろな要因が考えられると思います。大きな要因としてどういったことが考えられるでしょうか。

(事務局)

基本的には 75 歳到達に伴う後期高齢者医療制度への移行によるものですが、その他といたしまして少子化に伴う新たな国民健康保険への加入が減少していること、国の施策としまして段階的に実施されております社会保険の適用拡大が挙げられます。

これからの見通しとしましては、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行、2024 年 10 月に予定されているさらなる社会保険適用拡大などにより、被保険者数の減少が予想されます。以上です。

(松山会長)

それに伴って保険税の徴収に影響があるのでしょうか。先ほどの資料では徴収率が上がっておりますが。

(事務局)

会長がおっしゃられた通り、収納率が上がっており、滞納額が減っているところですが、今回大きな要因と考えられるのが先ほど日向野からも説明させていただきました被保険者数の減少に伴い、調定額が令和 3 年度と令和 4 年度では 5,000 万円ほど少なくなっております。

収納率の向上の大きな要因はそちらが考えられるところですが、収納対策として滞納している市民に対して分納誓約を組んで納付しやすくすることで滞納額が減ってきている現状もあります。以上です。

(松山会長)

ありがとうございました。その他なにかございますか。

では質問がないようなので、協議事項 (1) 令和 4 年度下野市国民健

康保険特別会計歳入歳出決算について、原案の通り承認してよろしいでしょうか。お諮りいたします。

—異議なしの声—

異議なしと認め、協議事項(1)について承認されました。続きまして協議事項(2)令和5年度下野市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について事務局の説明を求めます。

(事務局)

それでは、令和4年度下野市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について説明いたします。

資料2をご覧ください。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ2億700万5千円を増額し、予算総額54億4,646万4千円にするものです。

内容につきましては、厚生労働省保健局通知、「出産育児一時金臨時補助金交付要綱」に伴う国庫支出金の増及びこれに伴う、繰入金の減、令和4年度の繰越金の確定と一般会計繰入金の精算などに伴う補正となっております。

それではまず、歳入について説明いたします。

4款 国庫支出金につきましては、125千円の増額補正で、補正後の額は126千円になります。

増額理由につきましては、出産育児一時金臨時補助金の創設に伴う補正となります。

続きまして、7款繰入金につきましては、8万3千円の減額補正で、補正後の額は3億5,695万6千円になります。

減額理由につきましては、出産育児一時金臨時補助金の創設に伴い出産育児一時金繰入金の減額補正となります。

8款 繰越金につきましては、2億696万3千円の増額補正で、補正後の額は2億1,331万3千円になります。

こちらは、令和4年度の繰越金額確定による補正となります。

次に、歳出について説明いたします。

5款 基金積立金につきましては、1億9,371万円の増額補正で、補正後の額は1億9,375万円となります。

こちらは、決算確定に伴う剰余金の基金積立による補正になります。

続きまして、7款 3項1目一般会計繰出金につきましては、1,329万5千円の増額補正で、補正後の額は1,329万5千円となります。

こちらは、令和4年度一般会計繰入金の精算による返還金の補正にな

ります。

ここで、事務局から一つお願いがございます。本日承認いただきました、令和4年度下野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、並びに令和5年度下野市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきましては、9月の議会に上程するものですので、それまでは他の方の目に触れないようお願いいたします。

以上で、説明を終わります。

(松山会長)

今のところで何か質問はありますでしょうか。

では、内容なので協議事項(2) 令和5年度下野市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について原案の通り承認してよろしいかお諮りいたします。

－異議なしの声－

異議なしと認め、協議事項(2)について承認されました。

つづきまして、報告事項(1) 下野市国民健康保険税条例の一部改正について事務局の説明を求めます。

(事務局)

税務課 市民税グループの日向野と申します。よろしく願いいたします。

それでは、報告事項(1)「下野市国民健康保険税条例の一部改正」につきまして、ご説明申し上げます。

お手元の、資料3-1をご覧ください。

まず、「1. 改正理由」になりますが、被保険者間における税負担の公平性の確保と国民健康保険事業の安定的な運営維持を図るため、地方税法施行令等の一部を改正する政令が、令和5年4月1日より施行されたことに伴い、令和6年度の課税限度額について、下野市国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

次に、「2. 改正内容」になりますが、課税限度額に関する改正は、条例第2条第3項及び第23条第1項となります。具体的には、下の【参考1】の表でご説明いたします。

改正されるのは、後期高齢者支援金分の課税限度額が、令和5年度の20万円から、2万円増の、22万円となります。

よって、合計で、令和5年度の102万円から、2万円増の104万円となるものであります。他の区分につきましては据え置きとなっております。

次に、【参考2】の「改正後の試算」になりますが、約305万円の増加を見込んでおります。

内訳といたしましては、後期高齢者支援金分の課税額が22万円以上、増加額2万円となる世帯は142世帯で、284万円の増加になります。

同じく、後期高齢者支援金分の課税額が20万円から22万円の、増加額1円から19,999円の増加となる世帯は25世帯で、21万円の増加になります。

よって、改正後の試算額は、合計167世帯で、約305万円の増加となる見込みであります。

次に、「3. 施行期日」になりますが、改正後の課税限度額につきましては、令和6年4月1日となり、令和6年度以後の国民健康保険税について適用するものであります。

次に「4. 今後の予定」になりますが、本協議会でのご承認を経て、令和5年11月開催予定の令和5年第4回定例会に上程し、議決を求めるものであります。

続きまして、お手元の資料3-2をご覧ください。

こちらは、本年11月の議会定例会に上程を予定しております「下野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)」になります。先程の資料3-1にてお示しした課税限度額の改正に関する条項について、一部を改正するものであります。先ほど説明申し上げた通り、20万円を22万円に改めるという一文がございます。

続きまして、お手元の資料3-3をご覧ください。

こちらは、「下野市国民健康保険税条例 新旧対照表(案)」になります。先程の資料3-2について、新旧対照表としてまとめたものであります。表の右側が「現行」条文で、「左側」が「改正案」条文となっております。改正箇所は対照表の下線部の部分となります。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

(松山会長)

今のところで質問はありますか。

無いようですので次の報告事項(2)をお願いします。

(事務局)

税務課 市民税グループの菊地と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、報告事項(2) 令和5年度下野市国民健康保険税の課税状況につきまして、ご説明申し上げます。

お手元の、資料4をご覧ください。

こちらの表は、令和元年度から令和5年度までの当初課税時の推移をまとめたものになります。

表中の令和5年度につきまして、前年度と比較しながら、ご説明いた

します。

まず、課税対象につきましては、世帯数は、274 世帯の減で、6, 721 世帯、被保険者数は、572 人の減で、10, 750 人、総所得金額は、3 億 7, 590 万 5 千円の減で、88 億 5, 854 万円となっております。

次に、算定税額につきましては、所得割、均等割、平等割の計として、6, 406 万 7 千円の減で、14 億 8, 038 万 2 千円となっております。

次に、課税限度額でございますが、「課税限度超過額」とは、医療保険分・後期高齢者支援金分・介護納付金分において賦課限度額を設定しており、医療保険分は 65 万円、後期高齢者支援金分は 20 万円、介護納付金分は 17 万円となっており、それぞれ限度額を超えた部分の金額となります。

世帯数は、27 世帯の減で、164 世帯、超過額は、1, 071 万 9 千円の減で、1 億 3, 225 万円となっております。

次に低所得者等につきましては、世帯数が 46 世帯の減で、3, 319 世帯、軽減額は、443 万 1 千円の減で、1 億 5, 923 万 4 千円となっております。

最後に、調定額につきましては、「算定税額」から「課税限度超過額」、「低所得者等軽減額」、「減免額」及び「端数切捨額」を差し引いた金額が、「調定額」となります。

調定額は、4, 887 万 2 千円の減で、11 億 8, 690 万 6 千円となります。なお、1 世帯当りの調定額といたしましては、前年度より、69 円の減で、17 万 6, 597 円、1 人当りの調定額といたしましては、1, 261 円の増で、11 万 410 円となります。

説明は以上となります。

(松山会長)

今のところで何かご質問はございますでしょうか。

それでは 5. その他に移りたいと思います。事務局から何かございますか。

(事務局)

資料はございませんが、国民健康保険税について 1 点申し上げます。

国から「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の公布に伴う整備政令が令和 5 年 7 月 20 日付で公布され、国民健康保険税に関する事項として、新たに「出産した被保険者等に係る国民健康保険税の免除措置に関する事項」が創設されました。

概要といたしましては、「世帯に出産する予定の国民健康保険の被保険者又は出産した被保険者がある場合」においては、当該世帯の世帯主に

対して賦課する国民健康保険税について、「出産被保険者の出産の予定日の属する月の前月から出産予定月の翌々月までの期間に係る所得割額及び被保険者均等割額を減額する。」ものとされております。

本件は、施行日が令和6年1月1日とされておりますが、現時点において、国からの市町村国民健康保険税条例改正（案）の例示は無く、また、国民健康保険税システムの改修等、至急対応を要する案件となっております。引き続き情報収集を行い、次回の本運営協議会におきまして改めてご説明のうえ、ご審議をいただきたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

（松山会長）

また上がるのでしょうか。

（事務局）

これは減額措置となります。最近では未就学児の均等割を半額にするという条例改正がありました。国の方でも妊婦の国民健康保険税を軽減する動きが出てきている状況です。これにつきましては今年度中に改正となっております。先ほど限度額の条例改正につきまして11月の議会に上程するとご説明しましたが、今後の動きによっては同時に11月議会に上程することもあります。

（相澤委員）

今の件に関して出産の前月から出産の翌々月までの4か月間ということでしょうか。

（事務局）

申請によりということですが、4か月間ということです。

（松山会長）

ありがとうございました。新しい動きがありましたら皆さんに共有をお願いします。その他ございますか。

（松山会長）

以上でその他を終わります。本日本定しました議事は全て終了しました。委員の皆様から最後に何かございますか。

以上を持ちまして進行を事務局にお返しします。

5 閉会

（事務局）

議事進行ありがとうございました。

委員の皆様におかれましても長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。

次回の運営協議会は、11月8日を予定いたしております。
日程が決まりましたら、ご通知いたしますのでよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、第2回下野市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。おつかれさまでした。

以上